

米国 AIA 発効日前までにファイルされた Pre-AIA 出願件数の推移

2012年04月01日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

2013年3月16日に米国特許制度が先願主義へ移行しました。その結果、出願人は先行技術に係る拒絶理由を克服するために発明日を頼みの綱にすることはできなくなると共に、USPTOの審査官が拒絶理由の根拠として利用できる先行技術の範囲が拡大されます。

USPTOは、2013年2月13日、AIAの最終審査ガイドラインと、AIAのFinal Rule とを2013年2月14日に官報に掲載しました。これによれば、特許出願において、2013年3月16日以降の有効出願日を有するクレーム発明が一つでも存在する場合、当該特許出願に対してAIA lawsが適用されます。この場合、たとえプロセキューション時に当該クレーム発明が削除されたとしても、AIA 35 U.S.C. 102及び103がすべてのペンディングクレーム発明の特許性判断時に適用されます。

特許出願の権利化を有利に進めるために、多くの出願人が2013年3月15日までに米国特許出願や仮出願をUSPTOに対してファイルしました。このことについて、USPTOは、そのホームページにおいて公表しています。

*1

以下に、2013年3月15日までの10週間にファイルされた旧法適用の米国特許出願件数に関するデータを説明します。

【全3頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

*1 LINK: <http://www.uspto.gov/dashboards/patents/main.dashxml>